

「富山県耐震改修促進計画（改定案）」の内容に対する意見募集について

令和 8 年 2 月 2 6 日
富山県土木部建築住宅課

県では、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）に基づいて定めた「富山県耐震改修促進計画」を、令和 4 年 3 月に一部改定しました。

この計画の期間は令和 7 年度までの 10 年間ですが、引き続き住宅・建築物の耐震化を計画的に進める必要があること及び国における住宅・建築物の耐震化の目標が見直されたことなどから、県における耐震化率の現状や令和 6 年能登半島地震による被害状況等を踏まえ、計画を見直すこととし、この度、富山県耐震改修促進計画（改定案）を作成しましたので、広く県民の皆様からご意見を募集いたします。

記

1 意見を募集する案件名

「富山県耐震改修促進計画（改定案）」について

2 公表する関係資料

- (1) 富山県耐震改修促進計画（改定案）概要
- (2) 富山県耐震改修促進計画（改定案）本文
- (3) 富山県耐震改修促進計画（改定案）資料

3 関係資料の公表場所

富山県ホームページ、県庁（県民サロン、情報公開総合窓口、建築住宅課）、各地方県民相談室（高岡・魚津・砺波）、県立図書館

4 意見の提出方法及び提出先

- (1) 郵送 〒930-8501（住所記載不要）
富山県土木部建築住宅課建築指導係 あて
- (2) ファクシミリ 076-444-4423
- (3) インターネット（パブリックコメント専用フォーム）
<https://www.pref.toyama.jp/1021/pubcomme-form.html>

5 意見提出時の留意事項

- (1) 提出様式は任意ですが、個人の場合は住所・氏名・電話番号を、法人の場合は法人名・所在地・電話番号を記入してください（記載された個人情報、この意見募集に係る利用目的以外の目的には使用しません。）。
- (2) 電話等による口頭での意見提出は受付できませんのでご了承ください。

6 意見の募集期間

令和8年2月26日（木）～令和8年3月19日（木）

ただし、郵送の場合は3月15日（日）の消印まで有効

7 意見の取扱い

- (1) 提出いただいたご意見につきましては、建築住宅課でとりまとめ、耐震改修促進計画策定上の参考にさせていただきます。
- (2) 提出いただいたご意見の概要及びこれらに対する県の考え方については、後日、県ホームページ等で公表いたします。（ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。）。
- (3) 意見提出者の住所及び氏名は公表しません。なお、県民等の権利や利益を侵害する恐れがある意見については、その全部又は一部を公表しません。

8 問い合わせ先

- (1) 富山県土木部建築住宅課建築指導係
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
TEL 076-444-3356
- (2) 問い合わせは、午前8時30分から午後5時15分までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）にお願いします。

○ご意見・ご提案を募集します。

下記の表に記入の上、郵送又はファクシミリでご提出ください。

下記の事項が記載されているものであれば、この様式を用いなくても構いません。

記

「富山県耐震改修促進計画（改定案）」に対するご意見提出様式

氏名又は法人名	
郵便番号	〒 —
住所又は所在地	
電話番号	— —
ご意見・ご提案	【項目等※】

※ 該当する項目、ページ番号、行数などをご記入ください。

【提出先】

郵送 〒930-8501

富山県土木部建築住宅課建築指導係

FAX 076-444-4423